

# 香川県立保健医療大学学則

平成16年4月2日

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第4条—第6条）
- 第3章 入学、休学、退学等（第7条—第18条）
- 第4章 教育課程、履修方法等（第19条—第26条）
- 第5章 卒業及び学位（第27条・第28条）
- 第6章 授業料、入学選考の手数料及び入学金（第29条・第30条）
- 第7章 職員組織（第31条・第32条）
- 第8章 名誉教授及び客員教授等（第33条—第35条）
- 第9章 評議会、教授会及び運営会議（第36条—第38条）
- 第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び外国人留学生（第39条—第43条）
- 第11章 賞罰（第44条・第45条）
- 第12章 図書館及び福利厚生施設（第46条・第47条）
- 第13章 地域連携等（第48条・第49条）
- 第14章 自己評価等（第50条）
- 第15章 学内委員会（第51条）
- 第16章 雑則（第52条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）は、医療技術に関する専門の知識及び技術を教授研究し、並びに豊かな教養及び人格を備えた資質の高い人材を育成することにより、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### （学部、学科及び学生定員並びに教育研究上の目的）

第2条 本学に置く学部、学科及び学生定員は、香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）及び香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の定めるところによる。

2 本学の学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1）看護学科は、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識を得るとともに、人間としての在り方や生き方に関する高い倫理観と深い洞察力、さらには人間を取り巻く社会環境の変化に的確に対応できる能力を養うことを目的とする。また、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を育み、社会の要請に対応できる理論や専門的な知識と技術を修得し、保健・医療・福祉の連携と協働における看護の役割を探究し、看護学の発展を目指した看護専門職者としての基礎的能力を有する人材を育成することを目的とする。

（2）臨床検査学科は、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識を得るとともに、人間としての在り方や生き方に関する高い倫理観と深い洞察力、さらには人間を取り巻く社会環境の変化に的確に対応できる能力を養うことを目的とする。また、臨床検査についての専門知識と技術を修

得し、医療の高度化にも柔軟に対応できる総合的な実践能力を備えた人材を育成するとともに、生命の尊厳を畏敬する豊かな人間愛と倫理観を備え、幅広い視野から医療チームの一員としての社会的使命を果たすことができる人材を育成することを目的とする。

(在学期間)

第3条 本学の在学期間は、8年を超えることができない。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 前項第4号、第5号及び第6号に掲げる休業日は、学長が定める。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

## 第3章 入学、休学、退学等

(入学時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第

13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む)

(8) 前各号に掲げる者のほか、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学長の指定する日までに、学長の定める書類を提出するとともに、入学選考の手数料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第10条 入学志願者に対して、学長の定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第11条 前条の選考に合格した者は、学長の指定する日までに、学長の定める書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(再入学等)

第12条 学長は、本学に再入学、編入学又は転入学を志願する者があるときは、その者に対し、選考の上、再入学、編入学又は転入学を許可することができる。

2 第9条及び前条の規定は、前項に規定する再入学、編入学又は転入学(以下「再入学等」という。)について準用する。

3 再入学等を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業すべき年数は、学長が定める。

4 前各項に定めるもののほか、再入学等に関し必要な事項は、学長が定める。

(休学)

第13条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病その他やむを得ない理由により修学することが適当でないとする学生に対し、期間を定めて休学を命ずることができる。

3 前2項の規定により休学する期間(以下「休学期間」という。)は、通算して、4年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第14条 学生は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学の理由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第15条 学生は、他の大学又は短期大学(以下「大学等」という。)に転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第16条 学生は、外国の大学等に留学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第17条 学生は、本学を退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生を除籍することができる。

(1) 在学期間が、8年を超えたとき。

- (2) 休学期間が通算して、4年を超えてもなお修学できる見込みがないとき。
- (3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 長期にわたり行方不明であるとき。

#### 第4章 教育課程、履修方法等

##### (授業科目及び単位数)

第19条 各学科の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

##### (単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合について、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

##### (履修方法)

第21条 学生は、毎学期の始めにおいて学長の指定する日までに、履修しようとする授業科目を学長に届け出なければならない。

2 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、学長が定める。

##### (学修の評価)

第22条 学修の評価は、優、良、可及び不可をもって表し、優、良及び可を合格とする。

##### (単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生に対し、単位を与える。

##### (他の大学等における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学等との協議に基づき学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学等に留学する場合及び外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

##### (大学以外の教育施設等における学修)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなし、又は与える単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

## 第5章 卒業及び学位

(卒業)

第27条 学長は、本学に4年(再入学等を許可された者にあつては、第12条第3項の規定により定められた修業すべき年数)以上在学し、別表第2に定める卒業に必要な単位数を修得した学生に対し、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第28条 学長は、本学を卒業した者に、各号に掲げる学科の区分に応じ、当該各号に掲げる学士の学位を授与する。

(1) 看護学科 学士(看護学)

(2) 臨床検査学科 学士(臨床検査学)

## 第6章 授業料、入学選考の手数料及び入学金

(授業料等の額)

第29条 授業料、入学選考の手数料及び入学金(以下「授業料等」という。)の額は、香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の定めるところによる。

(授業料等の納付等)

第30条 授業料の納付、減免、分納及び徴収の猶予については、香川県立保健医療大学規則(平成15年香川県規則第105号)の定めるところによる。

## 第7章 職員組織

(職員)

第31条 本学に置く職員は、香川県立保健医療大学規則(平成15年香川県規則第105号)の定めるところによる。

(事務局)

第32条 本学に、大学の事務を処理するため、事務局を置く。

## 第8章 名誉教授及び客員教授等

(名誉教授)

第33条 学長は、本学に勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、学長が定める。

(客員教授等)

第34条 学長は、常時勤務の教員以外の者で、本学の教授又は研究に従事するもののうち、相当と認められる者に対し、客員教授又は客員准教授の称号を授与することができる。

2 客員教授又は客員准教授に関し必要な事項は、学長が定める。

(臨地教授等)

第35条 学長は、臨地教育の指導体制の充実を図るため、臨地教育に協力する学外の医療機関等の優れた臨地実習指導者に対し、臨地教授、臨地准教授等の称号を授与することができる。

2 臨地教授等に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第9章 評議会、教授会及び運営会議

(評議会)

第36条 本学に、評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる評議員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 図書館長
- (6) 学科長
- (7) 専攻長
- (8) 事務局長
- (9) 香川県健康福祉部長
- (10) 学識経験を有する者として知事が委嘱する者

3 前項第10号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評議会は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)及び大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)の規定によりその権限に属せられた事項を行うほか、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (2) 本学の予算及び決算に関する事項
- (3) 本学の基本的な方針又は計画に関する事項
- (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (5) 教員の人事の方針に関する事項
- (6) 大学評価に関する事項
- (7) その他本学の運営に関する重要事項

5 前各項に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第37条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

3 教授会は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定により、教授会の権限に属する事項を審議する。

- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学（再入学、編入学及び転入学を含む。）、卒業に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 教育課程及び授業に関する事項
  - (4) 学生の賞罰に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、本学の教育研究に関する重要なもので学長が定める事項
- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 学則その他本学の教育研究に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
  - (3) 学生の厚生補導に関する事項
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、本学の教育研究に関する重要な事項
- 6 教授会は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 前5項に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。
- (運営会議)

第38条 本学に、大学運営に係る重要事項の企画及び調整を行い、大学運営を円滑にするため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、学長、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長、専攻長及び事務局長をもって組織する。
- 3 運営会議の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

#### 第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び外国人留学生

##### (研究生)

第39条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、その者に対し、本学の教授研究に支障がないと認めるときに限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学長が定める。

##### (科目等履修生)

第40条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者（次条第1項に規定する者を除く。）があるときは、その者に対し、本学の教授研究に支障がないと認めるときに限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が定める。

##### (特別聴講学生)

第41条 学長は、他の大学等との協議に基づき、本学において特定の授業科目を履修することを志願する当該大学等の学生があるときは、その者に対し、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に対しては、単位を与えることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が定める。

##### (聴講生)

第42条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、その者に

対し、本学の教授研究に支障がないと認めるときに限り、聴講生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、学長が定める。

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で、本学に留学を志願する者があるときは、その者に対し、本学の教授研究に支障がないと認めるときに限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第44条 学長は、学業成績が優秀であり、かつ、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第45条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、懲戒処分として退学、停学又は訓告の処分を行うことができる。

2 前項の退学の処分は、学生が次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 学業成績が著しく不良で、成業の見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく、出席状況が良好でないとき。

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

## 第12章 図書館及び福利厚生施設

(図書館)

第46条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、学長が定める。

(福利厚生施設)

第47条 本学に学生ホール、食堂、学生相談室、保健室その他の福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第13章 地域連携等

(地域連携推進センター)

第48条 地域社会に貢献する開かれた大学とするため、本学に地域連携推進センターを置く。

2 地域連携推進センターに関し必要な事項は、学長が定める。

(公開講座等)

第49条 学長は、必要に応じ、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 公開講座等に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第14章 自己評価等

第50条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条に規定する目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行うとともに、第三者による評価（以下「第三者評価」という。）を受けるものとする。

2 本学に自己点検評価を行うため、自己点検・評価委員会を置く。



- 3 自己点検・評価委員会の運営に必要な事項は、学長が定める。
- 4 第三者評価について必要な事項は、学長が定める。

## 第15章 学内委員会

第51条 本学に、本学の教育研究上必要な事項を調査審議させるため、学内委員会を置く。

- 2 学内委員会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第16章 雑則

(委任)

第52条 この学則に定めるもののほか、本学の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年2月7日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和元年5月28日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和元年10月25日から施行する。

- 2 この学則の施行後最初に委嘱される評議員の任期はこの学則による改正後の学則第35条の2第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第19条関係)

## 1 看護学科 (令和2年度以後入学生)

授業科目		単位数		
		必修	選択	自由
自然	生物学		2	
	化学		2	
	物理学		2	
人間	教育学		2	
	心理学		2	
	哲学		2	
	健康科学		1	
	健康スポーツ		1	
	障がい論		1	
	生命倫理	1		
社会	社会学		2	
	法学		2	
	経済学		2	
	史学		2	
	文化人類学		2	
	医療倫理学		1	
	社会保障論	1		
	情報リテラシー	1		
	看護情報学	1		
看護統計	1			
外国語	英語 I	2		
	英語 II	2		
	英語 III		2	
	英語 IV		2	
	中国語 I		2	
	中国語 II		2	
	人体の構造と機能 I	2		
人体の構造と機能 II	2			
人体の構造と機能 III	1			
人体の構造と機能 IV	1			
病理学概論	1			
疾病と治療 I	2			
疾病と治療 II	2			
疾病と治療 III	2			
疾病と治療 IV	1			
疾病と治療 V	1			
臨床薬理	1			
臨床栄養	1			
医療とME機器		1		
臨床心理学		1		
臨床検査ラボラトリー		1		
看護学総論	看護学概論 I	1		
	看護学概論 II	1		
	看護学概論 III	1		
	看護教育	1		
	看護管理	1		
	看護技術論 I	1		
	看護技術論 II	1		
	看護技術論 III	1		
	看護技術論 IV	2		
	看護技術論 V	1		
	看護技術論 VI	2		
	総合看護技術演習 I	1		
	総合看護技術演習 II	1		
	臨床推論演習 I	1		
臨床推論演習 II	1			
臨床推論演習 III	1			

授業科目		単位数		
		必修	選択	自由
看護過程論	看護過程論 I	2		
	看護過程論 II	1		
	看護過程論 III	1		
	看護過程論 IV	1		
	看護過程論 V	1		
	プライマリーヘルスケア	1		
健康レベル別看護論	慢性期ケア	2		
	急性期ケア	2		
	リハビリテーション看護	1		
	緩和・エンドオブライフケア	1		
健康レベル別看護技術演習	1			
発達段階別看護論	成人看護学概論	1		
	老年看護学 I	1		
	老年看護学 II	1		
	母性看護学 I	2		
	母性看護学 II	1		
	小児看護学 I	2		
小児看護学 II	1			
メンタルヘルズ看護論	精神保健看護学 I	1		
	精神保健看護学 II	1		
地域・在宅看護論	地域看護学 I	1		
	地域看護学 II	1		
	離島看護学 I	1		
	離島看護学 II	1		
	在宅看護学 I	1		
	在宅看護学 II	1		
	地域包括ケア論	1		
看護発展論	家族看護		1	
	がん看護		1	
	チーム医療		1	
	看護における代替療法		1	
	訪問看護論		1	
	看護政策論		1	
	災害看護		1	
	看護職のメンタルヘルズ		1	
	リプロダクティブ・ヘルズ		1	
	地域保健論		1	
	異文化看護		1	
	看護学導入実習	1		
	看護技術論実習	2		
看護過程論実習	4			
発達段階別看護論実習 I	2			
発達段階別看護論実習 II	2			
発達段階別看護論実習 III	2			
メンタルヘルズ看護論実習	2			
在宅看護学実習	2			
健康レベル別看護論実習	3			
看護学総合実習	3			
地域健康サポーター実習	2			
看護ゼミナール・看護研究	看護研究方法論 I	1		
	看護研究方法論 II	1		
	看護研究方法論 III	1		
	看護ゼミナール I	2		
	看護ゼミナール II	2		
	看護研究	2		
計	110	48	0	

2-1 臨床検査学科（令和2～3年度入学生）

授業科目		単位数			
		必修	選択	自由	
教 養 教 育 科 目	人文科学	日本語表現法		2	
		哲学		2	
		史学		2	
		心理学		2	
		倫理学		2	
	社会科学	法学		2	
		教育学		2	
		社会学		2	
		経済学		2	
		文化人類学		2	
自然科学	物理学		2		
	物理学実験		1		
	化学		2		
	化学実験		1		
	生物学		2		
	生物学実験		1		
外国語	英語Ⅰ	2			
	英語Ⅱ	2			
	英語Ⅲ		2		
	英語Ⅳ		2		
	中国語Ⅰ		2		
	中国語Ⅱ		2		
	情報科学	情報科学Ⅰ	1		
情報科学Ⅱ	1				
情報科学演習	1				
健康科学	健康科学		1		
	健康スポーツ		1		
教養講座・香川	1				
専 門 基 礎 科 目	解剖学Ⅰ	1			
	解剖学Ⅱ	1			
	解剖学実習	1			
	生理学Ⅰ	1			
	生理学Ⅱ	1			
	生理学実習	1			
	生化学Ⅰ	1			
	生化学Ⅱ	1			
	生化学実習		1		
	生命科学概論	1			
微生物学	1				
病理病態学	1				
検査機器概論	1				
薬理学		1			
実験動物学演習		1			
公衆衛生学Ⅰ（保健）	公衆衛生学Ⅰ（保健）	1			
	公衆衛生学Ⅱ（疫学）	1			
	公衆衛生学Ⅲ（環境）	1			
	食品衛生学		1		
	環境・食品検査学実習	1			
	社会福祉学		1		
	瀬戸内圏環境論		1		
	国際保健論		1		
	組織論		1		
	地域チーム医療論		1		
医療統計学Ⅰ	1				
医療統計学Ⅱ		1			
人間工学	1				
医用電子工学	1				
医用電子工学演習	1				
医療情報処理学	1				

授業科目		単位数		
		必修	選択	自由
分 析 検 査 学	臨床化学検査学	1		
	生体試料分析検査学	1		
	病態化学分析検査学	1		
	生体試料分析検査学実習	2		
	一般検査学	1		
	一般検査学実習	1		
	放射性同位元素学	1		
	分子生物学	1		
	分子生物学実習	1		
	臨床遺伝子検査学	1		
臨床遺伝子検査学実習	1			
生体防御検査学	1			
高感度分析検査学	1			
高感度分析検査学実習	1			
輸血・移植検査学	1			
輸血・移植検査学実習	1			
形 態 検 査 学	微生物検査学	1		
	細菌検査学実習	2		
	ウイルス・真菌検査学実習	1		
	医動物検査学演習	1		
	病理病態学演習	1		
	病理検査学	1		
	病理検査学実習	2		
	血液検査学Ⅰ	1		
	血液検査学Ⅱ	1		
	血液検査学実習	2		
顕微鏡技術論		1		
写真技術論		1		
専 門 科 目	生体画像情報検査学	2		
	生体制御機能検査学	2		
	生体機能検査学実習Ⅰ	2		
	生体機能検査学実習Ⅱ	2		
	臨床医学Ⅰ	1		
	臨床医学Ⅱ	2		
	病態生理機能検査学	1		
	病態代謝機能検査学	2		
	検査精度保証管理学	1		
	検査分析システム学	2		
検査情報解析学	1			
臨床検査管理運営学	1			
総 合 検 査 学	検査学概論	1		
	臨床検査学体験実習		1	
	基礎検査技術学演習	1		
	専門ゼミナール（臨床検査）	1		
	臨床検査関係法規	1		
	先端医療技術学	2		
	医療安全管理学	1		
	検診検査学	1		
	救急医学概論		1	
	生殖補助医療技術論		1	
リスクマネジメント		1		
遺伝子分析科学		1		
健康食品学		2		
健康食品学関係法規		1		
卒業研究		3		
臨 地 実 習	臨床検査総論臨床実習	1		
	病理組織細胞学臨床実習	1		
	臨床生理検査学臨床実習	1		
	臨床化学検査学臨床実習	1		
	臨床血液検査学臨床実習	1		
	臨床微生物検査学臨床実習	1		
臨床免疫検査学・輸血移植 免疫検査学臨床実習	1			
計	93	62	0	

2-2 臨床検査学科（令和4年度以後入学生）

授業科目		単位数		
		必修	選択	自由
人文科学	日本語表現法		2	
	哲学		2	
	史学		2	
	心理学		2	
	倫理学		2	
社会科学	法学		2	
	教育学		2	
	社会学		2	
	経済学		2	
	文化人類学		2	
自然科学	物理学		2	
	物理学実験		1	
	化学		2	
	化学実験		1	
	生物学		2	
	生物学実験		1	
外国語	英語Ⅰ	2		
	英語Ⅱ	2		
	英語Ⅲ		2	
	英語Ⅳ		2	
	中国語Ⅰ		2	
	中国語Ⅱ		2	
情報科学	情報科学Ⅰ	1		
	情報科学Ⅱ	1		
	情報科学演習	1		
健康科学	健康科学		1	
	健康スポーツ		1	
	教養講座・香川	1		
専門	解剖学	2		
	解剖学実習	1		
	生理学	2		
	生理学実習	1		
	生化学Ⅰ	1		
	生化学Ⅱ	1		
	生化学実習	1		
	生命科学概論	1		
	微生物学	2		
	病理病態学	2		
	検査機器概論	1		
	薬理学	1		
	基礎	公衆衛生学Ⅰ（保健）	1	
公衆衛生学Ⅱ（疫学）		1		
公衆衛生学Ⅲ（環境）		1		
	食品衛生学		1	
基礎	環境・食品検査学実習	1		
	社会福祉学		1	
	瀬戸内圏環境論		1	
	国際保健論		1	
	組織論		1	
	地域チーム医療論	1		
	医療統計学Ⅰ	1		
	医療統計学Ⅱ		1	
	人間工学	1		
	医用電子工学	1		
	医用電子工学演習	1		
	医療情報処理学	1		

授業科目		単位数		
		必修	選択	自由
臨床検査学	分析検査学	臨床化学検査学	1	
		生体試料分析検査学	1	
		病態化学分析検査学	1	
		生体試料分析検査学実習	2	
		一般検査学	2	
		一般検査学実習	1	
		放射性同位元素学	1	
		分子生物学	1	
		分子生物学実習	1	
		臨床遺伝子検査学	1	
	臨床遺伝子検査学実習	1		
	生体防御検査学	1		
	高感度分析検査学	1		
	高感度分析検査学実習	1		
	輸血・移植検査学	2		
	輸血・移植検査学演習	1		
	輸血・移植検査学実習	1		
	形態検査学	微生物検査学	2	
		細菌検査学実習	2	
		ウイルス・真菌検査学実習	1	
医動物検査学演習		1		
病理病態学演習		2		
病理検査学		2		
病理検査学実習	2			
血液検査学Ⅰ	2			
血液検査学Ⅱ	2			
血液検査学実習	2			
顕微鏡技術論		1		
写真技術論		1		
検査情報解析検査学	生体画像情報検査学	4		
	生体制御機能検査学	3		
	生体機能検査学実習Ⅰ	2		
	生体機能検査学実習Ⅱ	2		
	臨床医学Ⅰ	1		
	臨床医学Ⅱ	2		
	病態生理機能検査学	1		
	病態代謝機能検査学	2		
	検査精度保証管理学	1		
	検査分析システム学	2		
	検査情報解析学	1		
	臨床検査管理運営学	1		
総合検査学	検査学概論	1		
	臨床検査学体験実習		1	
	基礎検査技術学演習	1		
	専門ゼミナール（臨床検査）	1		
	臨床検査関係法規	1		
	先端医療技術学	2		
	医療安全管理学	2		
	検診検査学	1		
	生殖補助医療技術論		1	
	リスクマネジメント		1	
健康食品学	2			
健康食品学関係法規		1		
卒業研究		3		
臨床実習	臨地実習前技能到達度評価	1		
	臨床検査総論臨床実習	2		
	病理組織細胞学臨床実習	2		
	臨床生理検査学臨床実習	3		
	臨床化学検査学臨床実習	2		
	臨床血液検査学臨床実習	2		
	臨床微生物検査学臨床実習	2		
臨床免疫検査学・輸血移植免疫検査学臨床実習	2			
計	121	55	0	

別表第2（第27条関係）

1 看護学科（令和2年度以後入学生）

授業科目の区分		卒業に必要な単位数	
		必修	選択
基礎科目群	自然		2以上
	人間	1	3以上
	社会	1	3以上
	情報	3	
	外国語	4	2以上
	健康	17	1以上
看護専門科目群		84	5以上※
計		110	16以上

※看護発展論から選択し、そのうち、家族看護、がん看護、チーム医療、看護における代替療法又は訪問看護論から2以上、それ以外の科目から3以上

2-1 臨床検査学科（令和2～3年度入学生）

授業科目の区分		卒業に必要な単位数	
		必修	選択
教養教育科目	人文科学		4以上
	社会科学		4以上
	自然科学		8以上
	外国語	4	2以上
	情報科学	3	
	健康科学		
	教養講座・香川	1	
	上記に掲げる単位のほかすべての選択科目から		2
専門教育科目	専門基礎科目	21	6以上
	専門科目	64	5以上
計		93	31以上

## 2-2 臨床検査学科（令和4年度以後入学生）

授業科目の区分		卒業に必要な単位数	
		必修	選択
基礎科目群	人文科学		4以上
	社会科学		4以上
	自然科学		8以上
	外国語	4	2以上
	情報科学	3	
	健康科学		
	教養講座・香川	1	
	上記に掲げる単位のほか すべての選択科目から		2
	専門基礎	26	4以上
臨床検査専門科目群	87	6以上	
計	121	30以上	